

Q

木材関連事業者ってだれのこと？

A

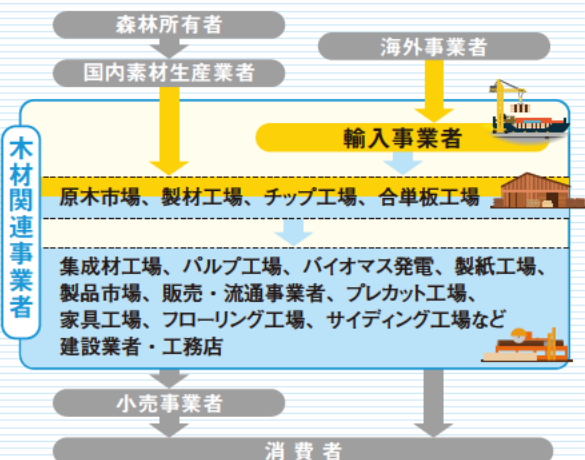
木材の加工・流通に関連するあらゆる事業者です。

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材加工・流通に関係するあらゆる事業者が含まれます。

国産材については、森林から伐採された丸太を最初に購入して製材、合板、チップ等への加工を行う事業者、これらの事業者から半製品を購入して集成材、ペレット等への加工・製造を行う事業者やバイオマス発電を行う事業者など多岐にわたり、最下流は家具、紙等の加工・製造を行う事業者、木材を使用する建設業者・工務店といった事業者まで含まれます。

輸入材の場合は、丸太や木材製品、家具などを輸入する事業者からこの流れが始まることになります。

木材関連事業者の範囲



第一種木材関連事業
第二種木材関連事業

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもので、(木材等の輸出事業者は省略)

Q

信頼できる事業者の見分け方は？

A

信頼できる事業者のあかし 「登録木材関連事業者」

積極的に合法伐採木材利用に取り組む木材関連事業者の登録制度が始まりました。これは、合法伐採木材の利用に適切かつ確実に取り組む木材関連事業者が、登録実施機関（国に登録された第三者機関）に対して、その取組内容を申請・登録し、「登録木材関連事業者」という名称を用いることができるというしくみです。登録を受けた事業者は、合法伐採木材を適切に取り扱う事業者として市場からの高い評価が期待できます。



登録木材関連事業者

Q

合法性の 確認方法は？

A

証明書類や国が提供する情報などに基づいて確認します。

木材は、原料原産地を確認しただけでは、違法伐採木材を見分けることは困難です。第三国で加工されたり、合法伐採木材と混ぜられて偽装されたりするからです。

このため、合法性の確認は、樹種、伐採国、合法性を証明する書類などに基づいて確認するしくみが整えられています。

木材・木材製品の合法性は、取り扱う木材関連事業者が確認します。合法性を確認するための関連情報は、国が提供することになっています。



川上の 木材関連事業者 ▶

(輸入業者、丸太搬入業者、
製材業者、流通業者等)

樹種・伐採地、合法性
証明書等の情報
および国が提供する
情報に基づき
合法性を確認



川下の 木材関連事業者 ▶

(製材業者、流通業者、
建築業者、家具業者、
製紙業者等)

購入先が発行する
合法性を確認できた
とする書類に基づき
合法性を確認

●消費者の皆さんへのお願い

学校、市民ホール、自治体庁舎などの公共建築物では、すでに合法伐採木材の利用を進める取り組みが進められています。

このような皆さんの身の回りの木質空間への合法伐採木材利用の取り組みへの理解を深めて頂くと同時に、これからは皆さんのご家庭でも合法伐採木材への理解を深めて頂くことが大切です。

たとえば、皆さんが住宅や家具、木の玩具を購入するとき、合法的に伐採された木材を原材料にしているかを気にかけて欲しいのです。

世界と日本の森林を守るためにも、木材・木材製品をご購入の際には、合法伐採木材をぜひお選び下さい。



クリーンウッドナビ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

林野庁林政部木材利用課

一般社団法人 全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

TEL.03-3580-3215 FAX.03-3580-3226